

## 元女性国税専門官からのひとこと～ふるさと納税～

### ふるさと納税とは自治体への寄付で、「寄付金控除」の対象になる

ふるさと納税は自治体を選んで寄付をすると、寄付金控除の対象になります。原則として寄付額から2,000円を差し引いた額が、住民税や所得税から控除（還付）されます。寄付の見返りに自治体から寄付額の最大3割までの返礼品が送られます。

### 控除できる額には上限がある

ただし、ふるさと納税で寄付した額が無制限に戻るわけではありません。自己負担2,000円を除き、寄付した分がすべて「寄付金控除」の対象となる額がいわゆる「上限額」です。収入から差し引ける控除額によって変わるため、年収や家族構成などで上限額が決まります。総務省は給与収入を得ている人について上限額の目安を示しています。上限額は年収と家族構成によって違いがあり、例えば寄付する本人の給与収入が年500万円で、独身または共働きで16歳以上の子がいない場合は6万1,000円が上限です。

総務省の目安は会社員のケースで、所得控除の仕組みが違う自営業者やフリーランス、年金生活者には当てはまりません。自営業者などが寄付上限額の目安を知るには、概算式を利用する手もあります。概算式は住民税の課税標準額に税率10%を掛けたうえで、所得税の課税所得で決まる変数を掛けて2,000円を足すという手順です。課税標準額は毎年5月以降に納税者に届く住民税の通知書に記載しています。ただし通知書に載っている課税標準額は去年の金額です。

### 控除適用には「確定申告」や「ワンストップ特定制度」が必要

ふるさと納税した金額をその年の控除対象にするには、ポータルサイトなどで12月31日までに決済を終わらせる必要があります。その為、12月31日はポータルサイトの利用が混み合います。

自己負担額2,000円を超える寄付額を税金の還付や控除で取り戻す手続きも忘れないようにしましょう。寄付した自治体が5団体以下なら「ワンストップ特例制度」が使えます。基本は翌年1月10日必着で申請書類を郵送もしくはオンライン申請をする必要があります。

6団体以上の自治体に寄付した場合には、確定申告が必要です。ワンストップ特例制度を使った人でも、医療費控除など他の控除で確定申告をすると、ワンストップ特例が無効になってしまいます。確定申告で改めて寄付金控除の申告をしなくてはなりません。

	確定申告	ワンストップ特例制度
寄付した自治体の数	制限なし	5団体以内
期限	翌年2月16日～3月15日	翌年の1月10日まで
税金の控除対象	所得税の還付、住民税の控除	住民税の控除のみ

ふるさと納税は個人にとってメリットが大きく見えますが、居住する自治体によっては、マイナスの面もあります。ふるさと納税は、寄付された自治体の税収が増える一方、寄付した人が住む自治体の税収は減ります。税収の減少は、人口が多い東京都や神奈川県など都市部の自治体で特に顕著です。居住する自治体の税収が減ると、提供される公共サービスに影響が出るおそれがあります。